

2010年12月6日  
日本共産党東京都議会議員団

## 通所介護事業所が実施している宿泊事業に関する申し入れ

通所介護事業所で実施されている宿泊事業が、都内にひろがっています。この事業は、特別養護老人ホームやショートステイなどの深刻な不足のためワラにもすがる思いで利用されていますが、介護保険法外の自主事業であり法的な基準や規制がないなかで、「高齢者のネットカフェ」と言われるような状況もうまれています。ところが東京都は宿泊を実施している通所介護事業所の数も、実施内容も把握しようとしていません。

そこで日本共産党都議団は、その現状把握にむけ、都内の全通所介護事業所1952ヶ所を対象にアンケート調査をおこない、547施設から回答がよせられました。また、全国道府県の問題への対応についての調査をおこないました。

全事業所アンケートの結果、インターネットなどによる情報収集も総合すれば、都内で140ヶ所以上の通所介護事業所で宿泊事業が実施されていることが、あきらかになりました。切実な要望にこたえて努力している事業所があると同時に、男女の別なく同じ部屋でプライバシーもない、防火・防災対策、緊急時の対応も不十分などの問題があることも、うきぼりになりました。

実施している事業所から、「家族の介護の負担を考えると実施せざるをえない」「なじみの場で泊まれることは、利用者にとって、とても良いことだと思う」などの意見とともに、「夜間のサービスの質にたいしてはとても不安」「事故等の危険性も考慮すべきだ」「経営的にきびしい」などの率直な声がよせられました。

宿泊を実施していない事業者からは、安全確保や職員体制など、宿泊事業への疑問や心配の声が最も多くよせられました。

また全国道府県調査では、5県が、通所介護事業所での宿泊事業にたいし、独自の基準をもっていることがあきらかになり、鳥取県が県実態調査をおこなったのをはじめ、2県が実態を把握し、15県が一部把握していることがわかりました。

さらに14県が、「サービス内容等に問題があれば、都道府県も立ち入り検査をすべき」と回答しています。

これらの調査結果もふまえて、日本共産党都議団は、以下のとおり提言し、都として早急に具体化をはかるよう求めるものです。

通所介護事業所が実施している宿泊事業に関する日本共産党都議団の提言

(1) 特別養護老人ホーム、ショートステイ、小規模多機能施設などの整備費・運営費補助を拡充し、大幅増設する

通所介護事業所での宿泊事業がひろがっている背景には、都内4万3千人をこえている特別養護老人ホーム待機者、予約がとれないショートステイなどの、深刻な実態があります。多くの要介護高齢者と家族が困り果て、ワラにもすがらる思いで、通所介護事業所の宿泊事業にたよらざるをえないのです。

問題の根本的打開のためには、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、ショートステイなどの大幅増設を緊急にすすめることが必要です。

特別養護老人ホームの待機者を早期に解消するため、用地費助成再開などにより、大幅増設をすすめることが必要です。また、個室利用料助成の実施や従来型の多床室整備も促進するなど、特別養護老人ホームの利用料の負担軽減も求められています。

ショートステイを宿泊サービスの中心にすえ、整備を促進し、予約がとれないような事態を早期に打開することが必要です。通所介護事業所での宿泊は、ショートステイを併設した通所介護事業所の整備を基本にすべきです。

また、認知症グループホームの整備を促進するとともに、低料金で入れるよう、利用料や家賃への助成の実施が求められています。ショートステイを併設したグループホームの整備も重要です。

都が実施した小規模多機能施設の実態調査(2008年6月発表)で、運営費の支援等がないと整備がひろがらないことが明らかになっているのに、必要な対策がとられていません。都内で小規模多機能施設の運営がなりたつよう、都として財政支援し、整備を促進する必要があります。また1泊4千円～6千円もかかる小規模多機能施設の利用料助成の実施も求められています。

24時間の訪問看護・介護の整備や、通所介護(デイサービス)の時間延長をすすめるなど、在宅ケアへの支援を抜本的に強化することも重要です。

(2) ただちに宿泊事業の実態調査をおこない、規制と誘導の両面の対策を実施する

都として通所介護事業所で実施されている宿泊事業の実態調査をただちにおこない、実施している施設数や、実施内容等を把握する

\* 介護保険外の自主事業だから実態把握の必要がないということにはなりません。

- \* 国の「Q & A」では、「デイサービス事業所に宿泊することが常態化している場合には、当該高齢者に対する介護サービス提供のあり方として、現在受けているサービスが適切か否かをあらためて検討することが必要である」「そのような場合には、都道府県・市（区）町村におかれては、当該サービス提供の実態が、居宅サービスの理念に沿っているものかどうか、十分に確認いただき、適宜、適正なサービス提供がはかれるよう指導を行われたい」としています。
- \* 少なくとも、この国の「Q & A」にそった実態把握を緊急に行うことが必要です。
- \* 実態調査、緊急点検の結果、問題があれば、保険者（区市町村）とも連携して、指導、是正すべきは当然です。
- \* 職員の勤務実態についても把握して、労働基準監督署とも連携し、労働基準法等にそった働き方になるよう徹底することも必要です。

連泊の制限や、プライバシーの確保、防火・防災対策、職員体制、施設面積などについて、都独自の基準・ガイドラインを定める

- \* 国の「Q & A」にとどまらず、利用者が安心して安全に利用できるよう、また職員の加重負担にならないよう、都独自の基準・ガイドラインを定めることが必要です。
- \* 私たちが実施した全道府県調査の結果、明らかになったように、兵庫県をはじめ5県が、すでに独自基準をつくっています。

都独自に、届出制度を実施する

- \* 都として継続的に実態を把握し必要な対応ができるよう、通所介護事業所で自主事業として宿泊事業を実施する場合は、東京都に届け出る制度を実施する必要があります。
- \* 新規開設する事業者の場合、事業者指定の申請時に届け出ってもらうようにすれば、難しいことはありません。

事業者・保険者・都民参加の「通所介護事業所での宿泊事業のあり方検討会（仮称）」を設置し、規制と誘導の両面から対応策を検討する

- \* 私たちが実施した全事業所アンケートにも、多様な意見がよせられました。事業者の現場の声を大事にするとともに、介護保険の保険者（区市町村）や都民も参加した検討会を設置し、規制と誘導の両面から、通所介護事業所での宿泊事業への対応策を検討し、具体化をはかることが必要です。

以 上